

[事案 24-145] 契約無効請求

・平成 25 年 5 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明義務違反を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 8 月に定期保険特約及び医療特約が付加されている個人年金保険（①契約）を契約したが、平成 17 年 8 月に同特約更新に先立って保険内容を見直し、①契約の年金保険のみを残し、特約を更新せず、新たに利率変動積立型終身保険（②契約）を締結し、その後平成 22 年 12 月に②契約の内容を変更した利率変動型積立保険（③契約）を締結した。平成 24 年 3 月になり、②契約および③契約の定期保険や医療保険等（以下「定期保険等」）はいずれも掛捨てであり、積立金が増えていないことを知ったが、②契約および③契約の契約に際し、定期保険等が掛捨てであることの説明を受けていないので、②契約および③契約を取消し①契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 17 年の新規加入（②契約）、平成 22 年の保障見直し（③契約）のいずれの募集時にも、募集人は設計書を使って説明し、掛捨て保険であることについても、年払いで払込まれた保険料はいったん積立金に入り、以降毎月、定期保険と医療保険の保険料に充当されるため、積立金は増えないことを説明している。申立人は説明を聞いたうえ、申込書や意向確認書に自ら署名していることから、掛捨て保険であることを了解し契約した。
- (2) 平成 17 年に、①契約はそのまま、掛捨てである定期保険特約と入院関係特約を更新せずに新たに②契約に加入している経緯から、申立人は新たに加入した部分が掛捨て保険であることを十分に理解していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法律的根拠

申立人は、②契約および③契約の締結時において、積立てではなく掛捨てであることの説明を受けていないとして、説明義務違反を理由に②契約および③契約の取消しを求めていることから、消費者契約法 4 条 2 項による取消し、あるいは、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）、錯誤による無効（民法 95 条）を主張しているものと判断する。

2. 説明義務違反について

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味する。ただし、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、契約を締結する上で特に重要な事項以外は文書でなされれば足りる。
- (2) 本件において申立人は、申立書や事情聴取においても一貫して、②契約および③契約が掛捨てであることの説明を受けなかった、②契約を締結する際に積立てと掛捨ての 2 つの保

険に分けることの説明を受けなかった旨主張している。これに対し、募集人は、事情聴取において、平成 17 年の②契約締結の際、申立人から保険料を抑えて欲しいとの要望を受けたので、保険料が上がってしまう積立部分は②契約には付加せずに外し、掛捨ての保険だけを付加することにして、従前から契約していた個人年金保険はそのまま活かすことで、申立人の保険契約を、積立で保険と掛捨て保険の 2 つに分ける設計をし、申立人に説明をして了解を得て契約を締結した旨陳述している。

(3) 本件では、この募集人の陳述に反する客観的な証拠は提出されておらず、他方、わざわざ①契約の貯蓄性を重視した年金保険と掛捨ての特約部分を分けて特約部分のみを他の保険契約に変更するという、契約者に有利な契約形態を選択していることから、説明を行ったという保険会社の主張には合理性がある。

(4) 加えて、申立人は、平成 17 年時の「申込書」「申込書訂正請求書兼承諾書」および平成 22 年時の「申込書」「申込書訂正請求書兼承諾書、意向確認書」に署名押印していることから、②契約および③契約が掛捨て保険であることについて理解していたものと客観的には推認される。

(5) そうすると、本件においては、募集人は申立人に対し、②契約および③契約が掛捨てであること、申立人の契約を積立で保険と掛捨て保険の 2 つに分けることの説明を行っていたものと推認され、説明を受けなかったとする申立人の主張を認定することは困難であり、説明義務違反を理由とする申立人の主張を認定することはできない。

3 詐欺および錯誤について

(1) 詐欺とは虚偽の事実を告げて相手方を欺もうする行為であるが、本件においては、募集人が虚偽の事実を述べたものとは認められないことから、詐欺による取消しは認められない。

(2) 錯誤とは、契約当事者が契約の要素（当該行為者のみならず、一般人においても契約を締結するか否かを決定する上で重要な事実）について誤信し、この結果、契約を締結した場合であるが、本件においては、錯誤による無効の主張は認められない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があった時は、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条第 1 項（詐欺または強迫）

詐欺または強迫による意思表示は、取り消すことができる。

消費者契約法 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

1 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認